

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第6款 その他の収益等</p> <p>(償還価値証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-32 令第139条の2第1項《償還価値証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する償還価値証券（以下2-1-33までにおいて「償還価値証券」という。）をその償還金額に満たない価額で取得した場合は償還金額を超える価額で取得した場合における同条の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同項に規定する調整差益又は調整差損（以下2-1-32において「調整差損益」という。）は、償還価値証券の銘柄の異なるごとに同条第2項から第4項までに規定する方法（定額法）により計算し、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(2) 同条第4項の規定は継続適用を前提としてこれを適用する。</p> <p>(3) 外貨建ての償還価値証券については、外国通貨表示の金額により算出した調整差損益を継続適用を条件として次のいずれかの外国為替の売買相場（以下この(3)において「為替相場」という。）により円換算を行う。ただし、法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用がある場合には、当該償還価値証券の円換算に使用した為替相場により円換算を行う。</p> <p>イ 当該事業年度における期中平均相場（当該事業年度の当該償還価値証券の保有期間又は当該事業年度における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値の平均値又は対顧客直物電信買相場の平均値をいう。）</p> <p>ロ 13の2-2-5《期末時換算法－事業年度終了の時ににおける為替相場》に定める為替相場</p> <p>(注) 令第119条の14《償還価値証券の帳簿価額の調整》に規定する帳簿価</p>	<p style="text-align: center;">第6款 その他の収益</p> <p>(新 設)</p>

額は、外国通貨表示の金額により算出した調整差損益を法第61条の9第1項第2号ロ《償還の有価証券の期末換算方法》に規定する「発生時換算法又は期末時換算法」により円換算した金額を加減算して算出する。

- (4) 法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する法律の規定に従って行う評価換え、同項に規定する政令で定める評価換え又は法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》に規定する評価換えは、令第119条の14の規定を適用した後の金額に基づき行う。
- (5) 調整差損益を帳簿価額に加算又は減算した場合には、その有価証券の1単位当たりの帳簿価額についても、加算又は減算を行う。
- (6) 法第61条の8第2項の規定の適用がある場合において、当該償還有価証券（令第119条の2第2項第1号《満期保有目的有価証券の意義》に規定する有価証券に限る。）に係る調整差損益を法第61条の10第1項《為替予約差額の配分》に規定する為替予約差額の直先差額に含めて各事業年度の益金の額又は損金の額に配分しているときは、継続適用を条件としてこれを認める。

（償還有価証券の範囲）

2-1-33 償還有価証券とは、その有価証券を保有する法人にとって当該有価証券の償還期限が確定しており、かつ、その償還期限における償還金額が確定しているものをいうのであるから、当該有価証券が償還有価証券に該当するか否かの判定に当たり、次に掲げるものは、それぞれ次による。

- (1) 抽選償還条項が付されている債券等のように期限前償還の可能性のあるものであっても、そのような期限前償還は考慮しないところにより、償還有価証券か否かを判定する。
- (2) コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書並びに償還期限及び償還金額の定めのある償還株式は、償還有価証券に該当する。

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>2-3-42《有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い》に定める複合有価証券等（有価証券に限る。）であっても、同通達の組込デリバティブ取引と区分された部分（償還期限及び償還金額があるものに限る、当該組込デリバティブ取引について同通達(注)3の適用を受ける場合を除く。）は、償還有価証券に該当する。</u></p> <p>(4) <u>転換社債の転換価額がその転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、将来的にも全く転換請求の可能性がないと認められる場合の当該転換社債は、償還有価証券として取り扱うことができる。</u></p> <p>(5) <u>確定した償還期限の定めのないいわゆる永久債（償還権を発行者が有し契約条項等からみて償還の実行の可能性が極めて高いもので、かつ、償還時期及び償還金額が合理的に予測可能なものを除く。）は、償還有価証券に該当しない。</u></p> <p>(6) <u>償還金額が変動する株価リンク債、他社株転換社債等は、償還有価証券に該当しない。</u></p> <p>(7) <u>次に掲げるものは、償還有価証券に該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p> <p>イ <u>新株引受権付社債（新株引受権付社債に係る取得価額につき社債と新株引受権とに合理的に区分して経理している場合の社債部分を除く。）</u></p> <p>ロ <u>2-1-25《相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例》に掲げる事実が生じている場合の有価証券又は発行者の経営状態・資産状態の悪化等に伴い償還金額の一部の償還が明らかに見込まれないものとなっている場合の有価証券</u></p> <p>ハ <u>その償還の全部又は一部が6月以上延滞している場合の定時償還条項付債券（債券発行後一定期間据え置いた後、一定期間ごとに一定額以上の償還を規則的に行い、償還期限に未償還残高を償還することが定めら</u></p>	

れている債券をいう。)

(注) 上記(7)ロ及びハは、これらに掲げる事実がその有価証券の取得後に生じた場合における当該事実が生じた事業年度以後の当該有価証券の判定について、同様とする。

(債権の取得差額に係る調整差損益の計上)

2-1-34 金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合又は債権金額を超える価額で取得した場合において、その債権金額とその取得に要した価額との差額に相当する金額(実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下2-1-34において「取得差額」という。)の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額(以下2-1-34において「調整差額」という。)を益金の額又は損金の額に算入する。

ただし、調整差額を算定することが困難である場合又は当該金銭債権につき2-1-33の(7)ロ及び(注)《償還有価証券の範囲》に掲げる事実がある場合には、この限りでない。

(注)1 本文の取扱いは、本文の金銭債権に該当するもののすべてにつき同様の調整方法による計算を行わなければならないことに留意する。

2 2-1-32の(3)《償還有価証券に係る調整差損益の計上》は、調整差額の計算を行う場合の取扱いにおいて準用する。

3 金融及び保険業を営む法人以外の法人が取得した金銭債権については、当該金銭債権に係る支払期日(1年以内の一定の期間ごとに到来するものに限る。)が到来する都度その支払期日が到来した債権金額に応じて調整差額を益金の額又は損金の額に算入することができる。

4 利息法とは、調整差額を元本額の残高に対する利回りが一定となるように支払期日までの各期間に配分する方法をいい、定額法とは、調整差

(債権買取りに係る収益の帰属の時期)

2-1-32 金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合(金融及び保険業を営む法人が取得した場合を除く。)におけるその債権金額とその取得に要した価額との差額に相当する金額(実質的に贈与を受けたと認められる部分の金額を除く。)は、当該債権に係る支払期日が到来する都度その支払期日が到来した債権金額に応じて益金の額に算入するものとする。

改 正 後	改 正 前
<p><u>額を支払期日までの各期間の日数等に応じて当該各期間に均等に配分する方法をいう。</u></p> <p><u>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</u></p> <p><u>2-1-35 法第61条の5第1項《デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等》に規定するデリバティブ取引（以下2-1-36までにおいて「デリバティブ取引」という。）に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合の当該デリバティブ取引の決済によって生じた利益の額又は損失の額（以下2-1-36において「決済損益の額」という。）の計上は、同条第2項の規定に基づき当該資産の取得の日に行うこととなるのであるが、この場合の「取得の日」とは、デリバティブ取引に係る契約の決済が現物の受渡しにより行われることが確定した日（当該日に具体的な引渡物件及び受渡代金が確定していない場合には、これらが具体的に確定した日をいう。以下2-1-36までにおいて「受渡決済確定日」という。）をいうことに留意する。ただし、その取得される資産が金融商品（平成11年1月22日付「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」に示された「金融商品に係る会計基準」の適用対象となる資産、負債及びデリバティブ取引をいう。以下この章において同じ。）以外の資産（以下2-1-36までにおいて「非金融資産」という。）であり、かつ、当該非金融資産の受渡期日が受渡決済確定日から通常受渡に要する期間内に到来する場合において、法人がその受渡しの日を当該非金融資産の取得の日としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p><u>(注)1 取引所に上場しているデリバティブ取引に係る同項に規定する「取得の時における当該資産の価額」は、当該取引に係る最終の清算値段等を取引所の定める規則に従って交換比率、品質格差等によって調整した価額に基づき算出することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

2 ただし書の取扱いにより、そのデリバティブ取引が事業年度終了の時において同条第1項に規定する「未決済デリバティブ取引」となる場合には、同項の規定の適用があることに留意する。

(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の譲渡による損益の計上)

2-1-36 デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を譲渡した場合の決済損益の額の計上は、原則として受渡決済確定日に行うこととなるのであるが、その譲渡する資産が非金融資産であり、かつ、当該非金融資産の受渡期日が受渡決済確定日から通常の受渡しに要する期間内に到来する場合において、法人が継続して当該非金融資産の譲渡による決済損益の額をその受渡しの日に計上しているときは、これを認める。

(注) 当該デリバティブ取引に係る当該資産の譲渡の時における価額及び本文の適用を受ける場合の法第61条の5第1項《デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等》の規定の適用については、2-1-35《デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上》の(注)1及び2の取扱いを準用する。

(有利な状況にある相対買建オプション取引について権利行使を行わなかった場合の取扱い)

2-1-37 法人が権利行使期日又は権利行使期間の末日（以下2-1-37において「権利行使期日等」という。）において有利な状況にある買建ての規則第27条の7第1項第8号、第9号及び第16号《デリバティブ取引》に掲げる取引並びにこれらの取引に類似する同項第20号に掲げる取引（相対取引により行われるものに限る。以下2-1-38までにおいて「相対オプション取引」という。）について、合理的な理由もなく権利行使を行わなかった場合には、当該権利行使期日等において、権利行使により生ずることとなる当該買建ての相対オプション取引に係る利益の額に相当する金額をその取引の相

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>手方に対して贈与したものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(注)1 「有利な状況にある」とは、例えば有価証券をオプション対象物としたコール・オプションを買い建てている場合において、オプション対象物である有価証券の権利行使期日等における価格が当該コール・オプションの行使価格を上回っているときをいう。</u></p> <p><u>2 「利益の額に相当する金額」とは、オプション対象物の権利行使期日等における価格と当該相対オプション取引に係る権利行使価格との差額に相当する金額をいう。</u></p> <p><u>(不利な状況にある相対買建オプション取引について権利行使を行った場合の取扱い)</u></p> <p><u>2-1-38 法人が不利な状況にある買建ての相対オプション取引について、合理的な理由もなく権利行使を行った場合には、当該権利行使を行った日において、当該相対オプション取引に係る損失の額に相当する金額をその取引の相手方に対して贈与したものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(注)1 「不利な状況にある」とは、例えば有価証券をオプション対象物としたプット・オプションを買い建てている場合において、オプション対象物である有価証券の権利行使を行った日における価格が当該プット・オプションの行使価格を上回っているときをいう。</u></p> <p><u>2 「損失の額に相当する金額」とは、当該相対オプション取引に係る権利行使価格とオプション対象物の権利行使を行った日における価格との差額に相当する金額をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>